

RYUOH

広報りゅうおう

2

February
2019.No.541

今日も、いつもの
スーパーへお買い物！

うれしい！
たのしい！
たすがる！

林のりんりんちょボラのお出かけ支援



4 特集
Celebration! 2019 成人式
私たち、二十歳になりました。

6 税の申告受付

8 暮らし
●高額療養費の申請／国民年金など…8P
●民生委員児童委員の紹介など…10P

9 もっと便利に、快適にバスに乗ろう！

11 子育て応援ナビ

12 コラム
十人十色。／人権コラム／暮らしの知恵袋／地域の健康づくり応援隊

14 まちのホットニュース

15 施設だより

18 お知らせ掲示板

「広報りゅうおう」の配布方法

▶各世帯にポスティングでお届け
毎月1日に届かない場合があります。
3日経っても届かない場合は、未来創造課 ☎58-3701までご連絡ください。

▶町内各施設にも設置しています
竜王町役場／保健センター／公民館／図書館／国民健康保険診療所(内科・歯科)／平和堂フレンドマート竜王店／道の駅「アグリパーク竜王」／道の駅「竜王かがみの里」

もっと詳しく! もっと便利に!

▶竜王町ホームページ
<http://www.town.ryuoh.shiga.jp>



バックナンバーは、庁舎1階「町民室」に設置または未来創造課でお渡しします。

Info
01

町民室／2月の作品展示

●ちぎり絵展
〔展示者〕竜王ちぎり絵サークル



↑みんなの憩いの場 町民室

庁舎1階「町民室」において、皆さんの創作品を毎月内容を変えて展示しています。展示のご希望は、総務課 ☎58-3700へご連絡ください。

Info
02

役場の開庁日時 月～金曜日(平日)／8:30～17:15

役場が休みのときの届出については、役場南側駐車場の職員通用品から当直室へお越しください。

- 戸籍の届出(受付のみ)
届出に伴う手続きが必要な場合は後日ご連絡します。
- 死亡の届出／受付時間 8:30～17:15
受付および埋火葬の許可証の交付と布引斎苑で火葬される場合は利用許可書を交付します。

Info
03

税と料金

納期限2月28日※

- | | | |
|-------------|-----------|---------|
| ●固定資産税 | ●保育所保育料 | ●水道料金 |
| ●国民健康保険税 | ●幼稚園保育料 | ●下水道使用料 |
| ●後期高齢者医療保険料 | ●学校給食費 | |
| ●介護保険料 | ●通学自動車使用料 | |

Info
04

竜王町の人口推移

全体……………12142人(+13)	転入……………70人(89)
男……………6312人(+25)	転出……………51人(47)
女……………5830人(-12)	出生……………7人(10)
世帯数……………4391世帯(+14)	死亡……………13人(9)

平成30年12月末現在 ※()内は前月比

平成30年12月中の届け出 ※()内は前月数



お手元に届きましたか？ 竜王町「暮らしの便利帳」を発行しました

竜王町の魅力的な観光スポットや各種イベントの紹介に加え、行政サービスや窓口での手続き、災害発生時の避難場所、町内施設など、皆さんの暮らしに役立つ情報を分かりやすくまとめた冊子です。ぜひ、お手元に置いて日々の生活の中で、ご活用ください。冊子は全戸にポスティングで配布していますが、届いていない場合は、役場未来創造課へご連絡ください。

←町ホームページからも
ご覧いただけます



安心して暮らし続けたい みんなでつくる 新しい支え合い

林自治会では、65歳以上の人が加入する老人会の加入者数が100人を超え、高齢者世帯や独居老人が増えた現状を課題とし、みんなが安心して暮らし続けられるよう、さまざまな活動が行われています。中でも、地元ボランティアグループ「りんりんちょボラ」が行う「お出かけ支援」は、高齢者の日常生活の大きな支えとなっています。町内のスーパーまで運行する月2回の「定期便」では、毎回3～4人の高齢者が利用されており、ほかにも病院や近隣市町までリクエストに応じて運行する「予約便」も用意されています。利用者からは、「ちょっとそこまでの交通手段があってありがたい」と感謝の声や「みんなとお話ししながら買い物できるのが楽しい」と喜ばれており、同グループ代表は「気兼ねなく頼れるご近所ならではのしきみは、高齢者の引きこもり防止や見守りにもつながります」と、地域の絆の強みを活かした支援を行っています。

全国的に高齢者ドライバーの事故が相次ぎ、運転免許証の返納を促す動きが広まる中、「安心して免許証を返納できるように」と平成29年12月から始められたこの取り組みは、同町が進める「地域支え合いしくみづくりモデル事業」の事例にもなっており、これをヒントに平成30年度から弓削自治会でも「お買い物支援」の取り組みが始められています。これらの取り組みが、竜王モデルとして町内全域に広まることが期待されます。

運転免許証を返納しても生活に困らないよう、お出かけ支援のしくみづくりを定着させていきます！



1.時間があれば妹背の里をドライブしたり、重い荷物も運んだりもする「りんりんちょボラ」のスタッフ 2.感謝の気持ちを募金箱に 3.弓削自治会でも始まった「お買い物支援」

地域支え合い しくみづくりモデル事業 報告会

本年度のモデル自治会である西川・弓削自治会からは、実施された取り組みを報告され、林・鶴川自治会からは継続事業についても発表されます。

2月25日 月 19:00～

会場 竜王町 防災センター 大会議室(2階)

参加方法 事前に所定の申込書を役場へ持参またはファックスで提出してください(電話も可)。

※当日参加も可能です。

☎未来創造課 政策推進係 ☎58-3701 ☎58-1388

申込書は町ホームページからダウンロードできます

私たち、二十歳になりました。

1月13日、成人という大きな節目を迎えた皆さんの新たな門出を祝おうと「平成31年 新成人の祝典」が竜王町公民館で開催され、新成人(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの人)184人のうち99人が出席しました。



生まれて20年間、
今日までに多くの人に出会い、
触れ合い、
時には泣き、笑い、

家族や友人たちと共に、
この日を迎えられたことに
感謝します。



新成人に
将来の夢を聞きました



「映像翻訳家になりたい」
西本 好架さん



「ブライダル企業の
法務担当として働きたい」
糸若 萌さん



「看護師をめざしてます！」

村地 みなみさん



「芸人になりたい！」

中松 健人さん



「美人と結婚して幸せになる！」

近藤 成真さん



「ニューヨークに行って
成功するぞ!」
谷口誠哉さん

未来へ向かって
羽ばたけ！

2 税務署で申告が必要な人

確定申告電話相談センター(近江八幡税務署) ☎0748-33-3141 / 3月15日(金)まで

- 税務署から来署案内を受けている人
- 初めて事業所得を申告する人
- 土地・建物などの譲渡所得のある人、総合譲渡(ゴルフ会員権の譲渡など)のある人
- 株式など有価証券の譲渡のある人、繰越損失の特例を受ける人

- 収支内訳書について書き方の指導を受けたい人
- 年の途中で死亡した人の申告(準確定申告)をする人
- 青色申告者
- そのほか、複雑な内容のある人

申告書の作成は自宅で簡単・便利！
[e-Tax]での電子申告がお勧めです！



3 医療費控除を申告する場合

事前に「医療費控除の明細書」を作成しておきましょう

平成29年分の確定申告から領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。申告の際には、「医療費を受けた人」、「病院・薬局」ごとに計算した明細書を作成してください。
※あらかじめ集計しておいてください。

- 医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。
- 医療保険者が発行する「医療費通知」(医療費の額等を通知する書類)を添付すると明細書の記入を省略できます。
- 平成31(2019)年分までの確定申告については、医療費領収書の添付によることもできます。

4 65歳以上の「障害者控除対象者認定書」について

福祉課 高齢者福祉係(福祉ステーション) ☎58-3705

次の対象に該当する人は「障害者控除」の適用を受けることができます。この場合、町が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。該当すると思われる人は、役場 福祉課へ申請してください。※「身体障害者手帳」等の交付を受けている場合は認定書の申請は不要です。

対象▶ 町内に住所を有する65歳以上の人で、認知症または寝たきりの程度について町が定める基準に該当する人
必要なもの▶ 印鑑(認め印)

5 申告に必要な書類・マイナンバーの記載について

スムーズに申告ができるよう早めに書類などを準備しておきましょう

必ず必要なもの

印鑑(認め印) / 税務署から送付を受けた通知書類(お知らせはがきなど) / 個人番号(マイナンバー)関係書類 / 申告者本人の口座番号・名義が分かる書類 / 金融機関届出印(振替納税される場合)

必要な書類(主なもの)

給与所得の源泉徴収票 / 公的年金等の源泉徴収票 / 事業所得(営業・農業など)や不動産所得の収支内訳書 / 社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書または領収書 / 生命保険料控除、地震保険料控除の各種証明書 / 寄附金の受領書

平成29年分から申告書等の送付に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます。必ず申告時にご持参ください。

マイナンバーの記載が必要です

申告の際には、個人番号(マイナンバー)の記載と書類の提示が必要です。個人番号カードをお持ちでない人は、通知カードまたはマイナンバーが記載してある住民票で確認します。また、扶養親族や事業専従者の記入欄にも個人番号の記載が必要となります。家族の分を代理で申告される場合は、家族の分の個人番号(マイナンバー)カードや番号確認書類のコピーが必要です。郵送で申告する場合についても、同様に書類(コピー)を添付してください。

身元を確認するために必要なもの▶ 運転免許証 / 被保険者証 / パスポート / 身体障害者手帳 / 在留カードなど、いずれかをもちください。



町・県民税、所得税および復興特別所得税

税の申告受付

「平成31年度町・県民税」の申告と「平成30年分所得税」の確定申告の受け付けを行います。

1 申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)まで

税務課 住民税係 ☎58-3750

申告が必要な人

町・県民税の場合

- 平成31年1月1日現在、竜王町に住所を有する人で、平成30年中(1月～12月)に所得のあった人
※ただし、「給与所得もしくは年金所得のみで支払報告書の提出があった人」と「所得税の確定申告をした人」は除く
※所得のない人でも国民健康保険に加入している人は、申告することにより国民健康保険税が軽減される場合があります。

所得税の場合

次の①～⑥のいずれかに当てはまる人

- ① 平成30年中に所得があり、所得の合計額が所得控除額を超える人
- ② 平成30年中の給与収入金額が2000万円を超える人
- ③ 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ④ 給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得と退職所得は除く)との合計額が20万円を超える人
- ⑤ 公的年金等の収入が400万円を超える人で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ⑥ 土地・建物などを譲渡した人

公的年金等受給者

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、この場合であっても、所得税の確定申告をすれば還付される場合もあります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下であっても、町・県民税の申告は必要です。
※複数から受給されている場合はその合計額

公的年金等に係る雑所得以外の主な所得の種類・内容

- 給与所得…給与・賞与、パート収入など
- 雑所得(公的年金等以外)…個人年金、原稿料など
- 配当所得…株式や出資の配当など(上場株式などに係る配当所得の申告制度を選択した場合は除く)
- 一時所得…生命保険の満期返戻金など

農業所得者

農業所得のある人は「収支内訳書」を作成して申告する必要があります。収支計算を行う際に間違えやすい項目をあらためて、ご確認ください。

- 収入金額…販売金額、雑収入
 - 必要経費…租税公課、農業共済掛金、農具費
- ※広報りゅうおう平成30年12月号(6頁)をご参照ください。

所得税が還付される場合がある人

- 株式配当・年金・講演料収入などから源泉徴収された税額が算出税額より多い人
 - 医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人
 - 年の途中で退職し、再就職しなかった人
 - 年末調整で申告漏れとなっていた控除がある人
- ※雑損控除を受ける人は税務署に相談してください。

申告相談日時・場所

対象地区	受付日
美松台	2/18(月)
山面・西横関	2/19(火)
鏡・松陽台	2/20(水)
新村・西山	2/21(木)
東出・西出	2/26(火)
山中・岡屋	2/27(水)
川守・岩井	2/28(木)
庄・林	3/4(月)
西川・須恵	3/5(火)
七里・橋本・鶴川	3/6(水)
田中・綾戸・島・駕輿丁	3/7(木)
小口・薬師	3/11(月)
弓削・川上・信濃	3/12(火)
松が丘・希望が丘・さくら団地	3/13(水)
町内全域	2/22(金) 2/25(月) 3/1(金) 3/8(金) 3/14(木) 3/15(金)

受付会場 役場 1階 102会議室

受付時間 9:00～16:00

！ 町の申告会場は大変な混雑が予想されますので、早めに税務署で申告を済ませましょう

*期間中は対象地区の受付日以外でも申告を受け付けます。

もっと便利に、快適に

バスに乗ろう！



←詳しくはこちら



竜王町路線バス通学定期利用促進プロジェクト実施中

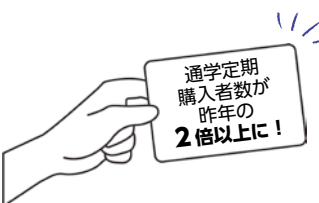
学生の路線バス利用者が増えています！

竜王町では「路線バス通学定期利用促進プロジェクト」として、昨年4月から近江鉄道バス・近江タクシーと共同で町内の学生を対象に、通学定期の半額補助と夜間特別便（予約制相乗りタクシー）の運行を実施しています。この取り組みにより、路線バスを利用して通学する学生が増え、子育て世帯の経済的負担や保護者の送迎負担の軽減にもつながっています。これまでバスで通学したことがない人も、この機会にバス通学を始めてみませんか。



info.

近江八幡駅行きのバスには、竜王町公民館前のバス停「竜王町タウンセンター」からもご乗車いただけます。町公民館や町立図書館、役場の駐輪場も自由にご利用ください。



通学定期購入者（10月比較）

2018年度 **71**人

2017年度 **28**人

通学に路線バスを使うとイイコトいっぱい！

いいね！ 通学定期半額補助により
家計負担が大幅に軽減されています

例 リッター15kmのガソリン車で小口から近江八幡駅まで送迎で通学する場合との比較（20日間）

●通学定期補助を受けた場合

定期代 9540円（1カ月）

●通学定期補助を受けていない場合

定期代 1万9080円（1カ月）

●バス通学なしで送迎のみ

ガソリン代 8000円（1カ月）＋ 送迎の時間27時間（1カ月）



お金も時間も大きく違うのね

利用者・保護者の声

利

自分で行動を決めることができて楽になった

利

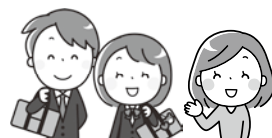
自転車通学は不安だったけど、バスは安全なので安心して通学できる

保

送迎の時間を家事に充てられ、子どもとゆっくり接することができるようになった

保

朝の時間にゆとりができ、気分的に楽になった



乗務員募集中

近江鉄道株式会社では、運転手が大幅に不足し、路線バスのダイヤ維持が難しくなっています。運転手として地域に貢献していただける人や興味のある人は、お問い合わせください。

補助制度について

竜王町役場 未来創造課 ☎58-3701

定期販売について

近江鉄道株式会社八日市営業所 ☎0748-22-5511

乗務員募集について

近江鉄道株式会社（人事部）☎0749-22-3368

ほかにもイイコトあります！

いいね！ CO₂排出減少による地球温暖化防止

いいね！ 交通事故のリスク回避や渋滞の緩和

いいね！ 移動時間や待ち時間に
勉強や読書ができる

いいね！ バスダイヤを軸に生活することで
スケジュール管理の練習になり、
計画性が身に付く

いいね！ 送迎していた時間が空くことで、
ゆとりある生活になる

確定申告前に高額療養費の申請を先に行ってください

☎住民課 医療年金係 ☎58-3702

竜王町国民健康保険の高額療養費の申請には、医療機関の「領収書の原本」または「支払証明書」が必要となります。診療月の約2カ月後を目安に「国民健康保険高額療養費支給申請書」の通知をしていますが、確定申告時に医療費控除の資料として領収書の原本を提出してしまうと、高額療養費の申請ができなくなる場合があります。確定申告時に医療費控除を申請される場合は、1カ月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えていないか、事前に確認してください。

なお、高額療養費は申請書が届く前であっても申請は可能ですので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

※自己負担限度額の詳しい内容は、被保険者証交付時にお渡ししている「滋賀県の国保」をご覧ください。

※社会保険等に加入している人は、加入している健康保険へお問い合わせください。



無料

役場で顔写真を撮影し、マイナンバーカードの交付申請ができます

☎住民課 住民係 ☎58-3702

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を役場で撮影し、申請のお手伝いをするサービスを行っています（初回のみ）。職員がオンライン申請の補助を行いますので、難しい操作の必要がなく、約20分で申請することができます。申請は予約制となりますので、事前に来庁される日時を電話で予約してください。

【受付日時】平日9:00～12:00／13:00～17:00

【受付場所】竜王町役場 1階 住民課

【必要な持ち物】①個人番号の通知カードおよび住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）②本人確認書類（運転免許証、パスポートなど顔写真付きの証明書1点または健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書など2点）

【マイナンバーカードでできること】

- コンビニ・平和堂で住民票の写しなどの証明書の取得に
- 本人確認の際の身分証明書として
- 各種行政手続きのオンライン申請などに

国民年金 保険料の納付は、安心・便利・確実で お得な口座振替がお勧めです

知っ得！



老後の安心のために

☎竜王町住民課 医療年金係 ☎58-3702／草津年金事務所 ☎077-567-2220 ☎077-567-1311

国民年金保険料の納付は「口座振替」を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく大変便利です。また、口座振替には当月分の保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が大きい「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」もあり、大変お得です。このほか、クレジットカードによる納付も可能ですので、割引額が大きくなる前納制度をぜひ、ご利用ください。

平成31年4月分からの前納は

2月28日まで

口座振替による納付手続き

納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参の上、希望する金融機関または年金事務所へお申し出ください。

※口座振替日に残高不足となった場合、保険料の割引が受けられなくなりますので、預金残高にご注意ください。

クレジットカードによる納付手続き

クレジットカードによる納付とは、国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社が立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。クレジットカードでの納付を希望される場合は、年金事務所へお申し出ください。

【納付方法の種類】毎月納付、6カ月前納、1年前納、2年前納

【納付できる保険料】定額保険料、付加保険料込みの定額保険料

※過去の未払い分の保険料については利用できません。

※保険料の一部を免除されている場合は利用できません。

※お支払い回数は1回払いのみです。

子育て応援ナビ

みんなの子育てをバックアップ！



こどもひろば ●健康推進課(保健センター) ☎58-1006 ●社会福祉協議会 ☎58-1475

日時●月～金曜日(平日) 9:30～12:00／13:00～15:30

対象●0歳児～未就園児と保護者

場所●保健センター 2階

イベント	日程	内容
豆まきをしよう！	2/1(金) 10:30～	節分の日に合わせて豆まきで鬼を退治しよう。
応急手当講座	2/14(木) 10:30～	近江八幡消防署竜王出張所職員より乳児の応急手当を学びます。
絵本のひろば	2/18(月)・19(火)・20(水)	自由に絵本が読めます。読み聞かせもあります。
おたんじょう会	2/21(木)	2月生まれのお友達をみんなでお祝いします。
おひなさま作り・撮影会	2/25(月)～28(木)	おひなさま制作とパネル撮影会を行います。

出張ひろば ●健康推進課(保健センター) ☎58-1006 ●社会福祉協議会 ☎58-1475

日時●2/8(金)・22(金) 9:30～15:30

対象●0歳児～未就園児と保護者

場所●弓削ふれあいプラザ

2月の健診・教室・サロン ●健康推進課(保健センター) ☎58-1006

乳幼児健診				
内容	対象	日程	時間・場所	持ち物
4カ月児健診	平成30年10月生	2/28(木)	13:00～13:20 (受付) 保健センター	母子健康手帳 食生活質問票(10カ月児健診のみ) 聴力検査票(3歳6カ月児健診のみ)
10カ月児健診	平成30年4月生			
1歳6カ月児健診	平成29年6月・7月生	2/7(木)		
3歳6カ月児健診	平成27年7月・8月生	2/5(火)		

マタニティ教室 要予約			
対象	日程	時間・場所	内容
妊娠週数16週以降の妊婦、パートナー、家族	2/22(金)	9:30～11:45 保健センター	妊娠・出産編(定期健診、体の変化・生活上の注意、出産のプロセス、妊婦体操、体力づくり、妊娠中の食事など)

赤ちゃんサロン			
対象	日程	時間・場所	内容
1歳未満の赤ちゃんと保護者など	2/8(金) 2/22(金)	9:30～11:30 保健センター	育児相談、授乳相談、栄養相談

ちびっこ幼稚園 ●竜王幼稚園 ☎57-0009 ●竜王西幼稚園 ☎58-2356

竜王幼稚園				
イベント	日程	受付	内容	駐車場
一日体験入園	2/22(金) 9:50～11:00	9:30～9:45 職員室横廊下	4歳児との交流	園舎北側駐車場 園庭駐車場
竜王西幼稚園				
イベント	日程	受付	内容	駐車場
一日体験入園	2/21(木) 9:40～10:45	9:30～9:40 遊戯室	3・4歳児との交流	西小学校の駐車場

《共通事項》 対…対象 持…持ち物

対 次年度就園予定児(平成25年4月2日～平成28年4月1日生まれ) 持 上履き(保護者も)、水筒、出席カード

子育て相談 月～金曜日(平日) 9:00～17:00／要予約／健康推進課 ☎58-1006まで

地域の身近な相談相手 新しい民生委員児童委員のご紹介

☎福祉課 地域包括支援係 ☎58-3704

民生委員は、「民生委員法」に基づき厚生労働大臣が委嘱する人で、「児童福祉法」に基づく児童委員も兼ねています。地域の社会福祉の推進役として、皆さんの生活上の悩み事や困り事など、さまざまな相談を受け、内容に応じて行政や関係機関へつなぐパイプ役となり、問題解決のお手伝いをしています。また、行政や各種団体と連携・協力して、地域の見守りや生活支援などを行っています。民生委員法に守秘義務が定められていますので、安心してご相談ください。



橋部 吉夫さん

はしべ・よしお

担当地区▶鏡

任期▶2018年10月5日

～2019年11月30日

2月4日～10日は 「滋賀県がんと向き合う週間」です。

☎健康推進課 健康づくり係 ☎58-1006

滋賀県がん対策の推進に関する条例では、毎年2月4日から10日までの1週間を「滋賀県がんと向き合う週間」と規定し、県民および事業者の間に広くがんに関する理解と関心を深めるとともに、がんの予防、早期発見などに関する自主的な取り組みへの意欲を高めることとしています。この機会に、がんについて考え、向き合う機会にしてみませんか。

滋賀県のがんに関する情報を集めた がん情報ポータルサイト

がんになっても、再発や転移が分かっていても、安心して療養できて、自分らしく暮らし続けることができるよう、応援しています。



県内各地では、がんに関心を持っていただけるよう講演会などイベントが展開されています。詳細はこちら。

滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ&クミ」

2019年度 学校施設使用に係る 団体登録のご案内

☎生涯学習課 生涯学習係 ☎58-3711

竜王町教育委員会では、地域で活動する団体を対象に、町内の小・中学校の体育館と運動場を学校教育活動に支障のない範囲で開放しています。登録方法や詳細については、お問い合わせください。

【登録要件】次の要件を全て満たす団体

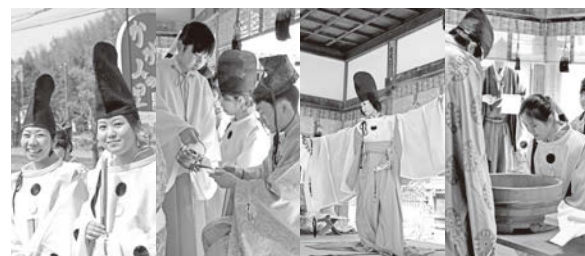
- ①竜王町に在住または在勤している人で、おおむね10人以上で構成されている団体
- ②責任者として成人の代表者を有する団体
- ③定期的な使用を予定している団体

【申込締め切り日】2月15日(金)

体育館			使用料 1時間 200円
竜王小学校	月～金曜日	18:00～22:00	
竜王西小学校	土・日曜日・祝日	8:30～22:00	
竜王中学校	月～日曜日・祝日	19:00～22:00	
運動場			
竜王小学校	土・日曜日・祝日	8:30～18:00	

「鏡の里 元服式」で 新しいスタートを切りませんか？

☎鏡の里元服式実行委員会事務局 ☎58-3715



源義経が元服したと伝えられる竜王、鏡の地で「元服式」が古式ゆかしく行われます。あなたも、いにしえの元服式を体験してみませんか？

【とき】3月23日(土) 9:40～14:00

【場所】鏡神社、道の駅「竜王かがみの里」

【対象】13歳以上(上限無し)

【定員】15人(男女不問)

【参加費】1万円(貸衣装・記念写真・元服料理代、祈祷料など含む)

【申込締め切り日】3月15日(金)



↑詳しくはこちら



学習会で出前講座の練習を行うグループの皆さん



1月には美松台地区で出前講座を開きました

竜王町消費生活学習グループでは、悪質商法や特殊詐欺について、寸劇や替え歌などで分かりやすく注意喚起を行う出前講座を行っています。

暮らしの知恵袋



Vol.7

竜王町消費生活学習グループ

高齢者被害続出「押し買い」にご注意！

「押し買い」とは、「不要な着物などを買い取ります」と言って訪問した業者が、貴金属など高価な品を相場より安く、強引に買い取る悪質商法です。断ってもしつこく居座り、冷静な判断ができないまま買い取られてしまい、後日、返却を求めても「すでに手元にない」と対応してもらえなかったり、そもそも連絡がつかなかったりするケースもあります。このようなトラブルを防ぐため、特定商取引に関する法律では業者による不公正な行為を防止し、消費者を保護する制度が整備されています。

怪しい訪問業者には対応しない

事前に買い取りを承諾した物品以外の売却を求めることは禁止されています。少しでも怪しいと感じたら、決して家には入れず、「売るものはありません」と、きっぱり断りましょう。また、承諾した品物を売却した際には、領収書やクーリング・オフなどについて記載された書面の交付を求めましょう。

訪問購入はクーリング・オフが可能です

契約後8日間はクーリング・オフができますので、品物は手元に置いておき、業者に紛失や売却されるリスクを避けましょう。

トラブルになったら、まず相談

訪問購入や売買などでトラブルになったら、一人で悩まず、家族や友人など身近な人に相談する、または下記の相談窓口へご連絡ください。

消費トラブルに関する相談窓口

- 竜王町消費生活相談窓口(竜王町防災センター内)
☎58-3703／平日 8:30～17:00
- 滋賀県消費生活センター(彦根市)
☎0749-23-0999／平日 8:30～17:00
※土・日は 9:15～16:00
- 消費者ホットライン 188(いやや)



↑相談員による
相談日はこちら

Column vol.12

「子育て、親育ち」



コラムのバックナンバーは町ホームページから閲覧できます

十人十色。

～“知る”ことではじまるちょっといい毎日～

子育て期において、子どもの行動が理解しづらいことがありませんか。しかし、その行動には子どもなりの願い、価値観がある場合が多いようです。昨年12月に開催した発達支援講座「子育て、親育ち」では、講師の滋賀大学教育学部教授 白石恵理子さんが、こんなお話をされました。

ある子のお話です。この子は忘れ物が多く、母親もそのことを悩んでいました。特に傘となると、あちこちに忘れてきました。口すっぱく注意もしました。ある日、子が学校から帰ってくると、傘を持って帰ってきていました。母親は「今日は忘れてこなかった」と喜びましたが、代わりにランドセルを忘れてきていました。子は「しまった」とつぶやきました。母親は考えました。(ランドセルは忘れた。でも、この子なりに傘を忘れないようにした結果なのではないか)と。

ひょっとして、この子はがんばっている、工夫している、考えているのではないかと想像してみる。そこから気付くこと、分かることがあり、認めることができる。また自分自身もほっとする。さらには、子を「いとしく」感じることもあるのだそうです。白石教授は、「たとえ不器用であっても、時間がかかっても、子ども自身が働きかけ、結果を感じ取るプロセスの中に掛け替えのない手応えがある。その手応えが子どもを育てていく」、また、「“受け入れる”ではなく、“受けとめる”という姿勢が大切」とも話されました。

子どもの行動全てを無条件に受け入れなければならないのではなく、「受けとめる」という一呼吸置くような感覚でよいのかもしれません。そうすることで少しは楽に感情や気持ちの整理がつき、子どもと一緒に次の展開に向き合いやすくなるのではないのでしょうか。

日ごろ何かと周囲に振り回されがちですが、少しの時間でもよいので、子と親が「寄り添う」過ごし方をしてみてくださいね。

人権コラム

「子どもの安全」

文・人権擁護推進員

人間が人間らしい生活をする上で生まれるがらに持っている権利を「基本的人権」といいます。

日本国憲法では、「基本的人権」は人類多年にわたる自由獲得の成果によって確立されたものであり、侵すことのできない永久の権利として補償しています。「基本的人権」の中には、生命権、自由権、平等権、社会権などの権利があります。

さて、最近では、小学生の登下校をスクールガードが見守っています。昔は、私の自宅横の道路も狭い農道で車の往来もほとんどなく、危険も少ない、のどかな時代でした。現在では戦後の急速な経済成長に伴い、車も増え、通学の際には危険な場所が増えました。また、交通事故だけでなく、誘拐などの事件に巻き込まれることも考えられます。

未来を担う子どもたちの安全を守ることは大切です。交通事故や事件に巻き込まれて、命を失うことは基本的人権の「生命権」の侵害ともいえます。社会の発展に伴い、「生命権」が脅かされることも増えたのではないのでしょうか。少子高齢化、人口減少が進む中で、子どもたちの「基本的人権」を守っていくことが重要であると、あらためて認識しました。

地域の健康づくり応援隊

健康推進員の地区活動紹介



📷 Deta:2018.7.15
おやこの食育教室
薬師／推進員6名

家族と一緒に食事をするこの大切さを感じてもらおうと、親子でホットドッグやサラダなどの調理実習を行い、みんなで試食しました。また、食育クイズを通して、食の知識や理解を深めてもらいました。



📷 Deta:2018.10.28
りゅうおう健康ベジワチャレンジ
橋本／推進員7名

「橋本フェスティバル」で、町保健師と歯科衛生士が健康づくりについて講義を行った後、健康推進員が塩分味覚チェックをし、減塩や野菜摂取の大切さについて話し、カルシウムたっぷりのおやつを試食しました。

Minnano - keijiban

町民の皆さんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくり・ボランティアなど、さまざまな活動をお知らせします

滋賀県初ママブラス！ 一緒に楽器を楽しみませんか？

女性ならどなたでも、お子さん連れでもOK。楽器の楽しさを一緒に味わいませんか。※楽器については要相談
【活動日】毎月木曜日(3回)／土日(3回) **【場所】**竜王町公民館ほか **【会費】**入会金500円／月会費1500円 **【問】**Peek-a-Boo(ピーカーブー滋賀)HPからメールで受付 ☎peekabooshiga.sakura.ne.jp

竜王おり紙サークル 「おり紙教室」の受講生募集

一枚の紙からさまざまな形を折り出す「おりがみ」。季節の花や飾り、実用小物まで、ゆっくり説明しながら折っていきます。
【とき】2/7㊥ 10:00～12:00 **【場所】**竜王町公民館 **【費用】**5000円／年 **【問】**竜王おり紙サークル(竜王町公民館内・竜王町文化協会事務局) ☎58-1005



NEW 第6回外国語サロン(中国語) ～中国最大の祝日「春節」～

中国出身者、中国在勤や在住経験のある町内の方を交えて、中国語や中国の事柄に触れ、見聞を広めます。
【とき】2/17日㊥ 19:00～20:30 **【場所】**竜王町公民館 工作室(2階) **【参加費】**300円(茶菓・資料代) **【持ち物】**筆記用具など **【問】**P&P竜王国際親善クラブ

竜王竹とあそぶ会 「竹灯り教室」の受講生募集

竹を使ってすてきなインテリアになる灯りの手作りに挑戦。不器用でも大丈夫！初心者も歓迎します。
【とき】2/14㊥ 19:30～21:30 **【場所】**竜王町公民館 **【費用】**3000円／年 ※初回は教材費3500円程度が別途必要 **【問】**竜王竹とあそぶ会(竜王町公民館内・竜王町文化協会事務局) ☎58-1005



みんなで歌おう♪ 歌声喫茶「ポッケ」

「パイナップル」さんをお招きし、懐かしいあの歌、この歌をみんなで集って歌い合い、心癒されるひとときを過ごしませんか？
【とき】2/16㊥ 13:30～15:00(毎月第3土曜日) **【場所】**竜王町公民館 **【参加費】**一人200円(ドリンクほか) **【問】**歌声喫茶「ポッケ」

多様性の理解を深める 「いるかつァー」参加者募集

健常児と発達に課題のある子どもと一緒に参加する「いるかつァー」(3/28㊥～3/29㊥の1泊2日)に参加してみませんか。当日までに学習とプール活動を含めた教育的プログラムを行います。またスタッフ・看護師も募集しています。参加費など詳細は、ご連絡ください。
【対象】3歳児～中学生(参加者)／教育・福祉に興味のある方(スタッフ) **【学習とプールについて】**日程…1/20㊥・2/17㊥・3/17㊥ 9:30～14:00／費用…1500円／場所…竜王町ドラゴンスポーツセンター **【問】**キッズ・ドルフィン

「シャドーボックス教室」 受講生募集

幾重にも重ねた絵で立体絵画を作る「シャドーボックス」。オリジナル絵柄で自分だけの作品も作れます。
【とき】2/4㊥・2/18㊥・2/25㊥ 10:00～15:00 **【場所】**竜王町公民館 **【費用】**1500円 ※初回は教材費3500円程度が別途必要 **【問】**パンプキンサント(竜王町公民館内・竜王町文化協会事務局) ☎58-1005

「ぐるぐる縁カフェ」の ボランティア募集！

地域の人誰もが気軽に集まり、安心して誰かに話ができるコミュニティカフェ「ぐるぐる縁カフェ」を開いています。一緒に活動していただけるボランティアを募集します。
【活動日】年6回程度(詳しくはメールでお問い合わせください) **【場所】**竜王町公民館 **【問】**グループやまぼうし ☎odango4635@yahoo.co.jp

参加者募集！ みんなで楽しく踊るフラダンス

幅広い年齢層に支持されているフラダンスを、ハワイアンミュージックに合わせ、笑顔でゆったりと踊ってみませんか。初心者OK。見学自由です。
【とき】2/2㊥・2/9㊥・2/16㊥ 18:00～ **【場所】**竜王町公民館 和室(1階) **【費用】**見学時に詳細を説明します。 **【問】**ヴァアヒラ滋賀



まちの相談窓口

☎…相談員による相談 ☎…要予約



相談種類／内容	相談日時	相談場所	連絡先
心配ごと相談所 ☎ さまざまな心配ごととの相談	2/1㊥・2/12㊥・2/21㊥ 10:00～12:00	勤労福祉会館 1階	竜王町社会福祉協議会 ☎58-1475
行政相談所 ☎ 国・役所・独立行政法人についての苦情・要望	2/12㊥・3/11㊥ 10:00～12:00	勤労福祉会館 1階	総務課 ☎58-3700
消費生活相談 ☎ ☎ 消費者トラブルに関する相談	月～金曜日(平日) 13:00～17:00	防災センター 2階	生活安全課 ☎58-3703
認知症に関する相談 認知症の早期発見・認知症に関する悩み	月～金曜日(平日) 8:30～17:15	福祉ステーション	地域包括支援センター ☎58-3704
子ども家庭相談室 家庭児童相談、児童虐待、DVに関すること	月～金曜日(平日) 8:30～17:15	保健センター	健康推進課(相談室直通) ☎58-3722
こころの健康相談 ☎ 睡眠障害・うつなど、こころの悩み相談	月～金曜日(平日) 8:30～17:15	保健センター	健康推進課 ☎58-1006
ふれあい相談発達支援センター 発達や子育て、不登校や行きしぶり、生活や就労に関する悩み	月～金曜日(平日) 8:30～17:15	竜王町公民館 3階	発達支援課 ☎58-3741
近江八幡・竜王少年センター ☎ 青少年に関する悩み事・心配事	水曜日(平日) 13:00～16:00 木曜日(平日) 9:00～12:00	防災センター 2階	生涯学習課(竜王相談窓口) ☎58-3721



まちの交流事業

申込不要 当日参加OK



●ふきのとうカフェ 介護に関わる全ての人の交流・憩いの場

日 時	内 容	
2/5㊥ 10:00～12:00	ミニ講座「介護者・ご家族の皆さんへ～おまわりさんのお話～」 講師：増田 治さん(竜王駐在所 警部補)	
2/22㊥ 10:00～12:00	フリートーク	
場 所	費 用	連絡先
竜王町公民館 1階 交電フロア	飲み物代100円	地域包括支援センター ☎58-3704

●精神疾患のある人の家族会「あす☆みる倶楽部」

日 時	内 容	
2/20㊥ 14:00～15:00	自由に、話して、聞いて、少人数の座談会を毎月開催しています。 精神保健福祉士、保健師も一緒にお話をうかがいます。	
場 所	費 用	連絡先
保健センター	無料	健康推進課 ☎58-1006

住民の皆さんの 目に触れる機会の多い「広報りゅうおう」に 広告を掲載してみませんか？

お店などの
PRにぜひご活用
ください

掲載料■①年間通して(連続した1年分の号)の掲載は10万円、②①を下回る回数の掲載は1回につき1万5000円 申し込み■「竜王町有料広告掲載の取扱いに関する要綱」をご確認の上、掲載希望月の2カ月前までにお申し込みください。(要綱は町ホームページに掲載しています)問い合わせ■未来創造課 人権広報係 ☎58-3701

記事募集！

掲載月の前々月の25日までにご連絡ください。申込・詳細は、未来創造課 ☎58-3701まで。

2月2日㊥～
4月3日㊤

竜王のひな人形めぐり

竜王町内にある2つの道の駅において、町民の愛用した江戸・大正・昭和の時代のひな人形を展示します。両駅とも期間中は、ひな祭りにちなんだ体験やイベントも開催予定ですので、ぜひ、お越しください。

道の駅 竜王かがみの里



ひなまつりパン

うし丸ちらし

休 火曜日(祝日の場合は翌日)

¥ 無料

時 店内9:00～17:00(3月は18:00)
レストラン11:00～16:00(L.O.15:30)

道の駅 アグリパーク竜王

3月中旬～
「いちご祭り」

いちご狩り体験、いちごのスイーツ作り体験のほか、いちごスイーツや近江牛すき焼き定食も味わえます。

休 月曜日(祝日の場合は翌日)

¥ 200円(田園資料館入場料)

時 店内9:00～17:00
レストラン11:00～15:00(L.O.14:30)

竜王町観光協会 ☎58-3715

詳しくはこちら→



お知らせ

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練

有事に際し、国からの緊急情報を伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」の情報伝達訓練を実施します。町内に設置されている屋外スピーカーや有線放送屋内スピーカーから、一斉に訓練放送が行われます。また、「竜王町安心ほっとメール」(登録制)を使用して、Jアラートと連携したメールのテスト配信を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。※Jアラートとは、地震・洪水・津波や武力攻撃(ミサイル攻撃)などの緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

講習

応急手当講習会

◆とき：3月2日㊥ 9時～12時 ◆場所：近江八幡消防署竜王出張所(竜王町山之上5895) ◆対象：中学生以上 ◆内容：成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、

このたび、一緒に活動していただくボランティア運転手を募集します。
◆問：特定非営利活動法人外出支援ボランティアスマイル ☎080-6134-4010(事務局)

相談

県下一斉・司法書士による相続に関する無料相談会

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」です。司法書士が相続登記についての相談に無料でお答えします。相談

止血法など ◆定員：20人程度 ◆受講料：無料 ◆申し込み：電話・ファックスで受け付けます。◆その他：講習を修了された人に修了証をお渡しします。◆問：近江八幡消防署竜王出張所 ☎57-0119 ☎57-1287

募集

一緒にエコライフ活動をしませんか？

竜王町エコライフ推進協議会では、環境に優しい暮らしについて、地域でのさまざまなエコライフ活動に取り組んでいます。このたび、新たに一緒に活動していただける人を募集します。

◆応募資格：町内在住・在勤

竜王の四季彩

りゅうおうのイイトコご案内

弓納め神事

2月10日㊤ 石部神社(七里) 13:00～

的に当たる矢数で豊作を祈り、武道の上達祈願、里の繁栄と幸福を招く神事です。竜王町は「日置吉田流弓術」発祥の地といわれており、弓神事は1月の「弓始め」と同様に現在も地域の伝統行事の一つとして受け継がれています。



☎竜王町観光協会 ☎58-3715

の人 ◆活動内容：エコライフの普及活動、環境美化活動、研修会などへの参加を通して環境に優しい緑豊かな竜王町をめざす取り組みを推進します。◆申し込み：3月29日㊥までにご連絡ください。◆問：竜王町エコライフ推進協議会事務局(生活安全課内) ☎58-3703

外出支援ボランティアスマイル

ボランティア運転手を急募
「外出支援ボランティアスマイル」では、竜王町在住で介護保険制度における要介護認定を受けておられる人などを対象に送迎を行っています。

夜間・休日お薬相談窓口

夜間や休日に薬のことで困ったらご相談ください。薬剤師がお答えします。
◆開設時間：夜間21時～翌朝9時／休日・祝日は終日 ◆問：滋賀県薬剤師会「夜間・休日お薬相談窓口」 ☎0748-325530

題、不動産問題、多重債務など ◆相談形式：弁護士による面談方式(1人30分) ※秘密厳守 ◆定員：4人(先着順) ◆申し込み：3月13日㊥までにご連絡ください。※要予約 ◆問：竜王町社会福祉協議会 ☎58-1475(平日9時～17時)

総合住宅リフォーム

住まいのことなら何でもおまかせ!!

ローンOK!
月々5,000円～

屋根補修(雨漏れ補修)

漆喰塗り直し

屋根・外壁塗装

・雨樋工事
・水廻り全般
・クロス張替
・サイディング工事
・エクステリア全般
・内装工事全般
・フローリング
・オール電化
・その他
増改築工事

屋根葺替



(株)三共

【本社】彦根市和田町41-11
【支店】近江八幡市十王町339-6-102

☎0120-272-852

1st HAPPY Birthday

1歳の誕生日おめでとう!



3月に1歳を迎えるお子さんの写真を募集します

①お子さんの名前(ふりがな)／誕生日②保護者名／住所(自治会名も)／電話番号を記入の上、役場へ持参・郵送・Eメールでご応募ください。メールの返信がない場合は、未来創造課 ☎58-3701へご連絡ください。

応募締め切り日
2月8日(金)

ケータイからでもOK!



あなたの声を町の未来図へ!

竜王町コンパクトシティ化検討懇話会・ 町民ワーキング合同会議

竜王町では、人口減少や少子高齢が進む中、将来にわたり地域の活力を維持するまちづくりに向け、昨年9月から「10年後のコンパクトシティ化構想」と「30年後のグランドデザイン」の検討を進めてきました。町内外の有識者や住民代表者がこれまで6回にわたり、未来の竜王町について意見を出し合い、議論を重ねてきました。今回は、そのまとめとして公開方式で懇話会・町民ワーキング合同会議を開催します。どなたでも、ご参加いただけます。(申込不要)

公開
方式

2.18月

15:30~ 竜王町公民館 ホール

☎未来創造課 ☎58-3701

町政ing

進めています! 重点プロジェクト ~コンパクトシティ化検討編~

竜王町では、平成29年度から緊急的に取り組むべき課題、優先的に取り組むべき課題を整理し、重点プロジェクトとして位置付け、複数の課が連携して、さまざまな角度から検討し、計画を立て実行する横断的なチームをつくり、課題解決に向けて進めています。



懇話会の様子

竜王町にとって
バスは重要。
もっとうまく
活用できないか
など

入ってきにくい
戻ってきやすい
ハートフルなまち
など



町民ワーキングの様子

※1 教育・医療・福祉・商業等の生活サービス機能、居住機能、行政機能の3つを集約した一体的な日常生活圏を構成する中心核(ハブ)と、周辺の複数集落が一つにまとまり機能する小さな拠点(スポーク)とがネットワークを構成することで、将来にわたり高齢者や子育て世代をはじめとする住民が安心して暮らし続けることができるコンパクトなまちづくりのこと
※2 コンパクトシティ化を基軸とし、30年後の社会変化などを予測し、公共インフラのあるべき姿も含めた理想的なまちの全体像を描いたもの



●インキ:環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
●印刷:有害な廃液を排出しない水なし印刷